

食安監発第0130006号
平成21年1月30日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長
(公 印 省 略)

米国から輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「米国から輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成19年6月13日付け食安監発第0613001号当職通知）により取り扱っているところです。

今般、米国政府から、米国農務省による査察の結果、記の1に掲げる施設において、月齢証明牛の生体受入の手順書に問題が確認されたため、本年1月27日より、対日輸出を停止しているとの連絡がありました。

米国政府からは、当該施設から輸出された製品の対日輸出基準への適合性には問題がない旨の説明を受けていますが、念のため、当該施設から輸入された製品について、個別に米国政府に対して確認を行っているところです。

については、当該施設から輸出された製品の届出が提出された際には、企画情報課検疫所業務管理室を通じて当課あて報告願います。また、1月26日以前に当該施設から出荷された製品の輸入者に対しては、上記の経緯及び米国政府への個別照会の結果、万が一、対日輸出基準への適合性に問題が確認された場合には、関係製品の回収もあり得ることを説明の上、輸入手続きを進めるようお願いします。

また、当該施設は、これまで、他の認定施設を経由して製品を出荷していることが確認されているため、衛生証明書中のとさつ施設を確認し、記の1に掲げる施設に該当する場合には、同様の取扱いをお願いします。なお、これまでに製品が経由した施設としては記の2に掲げる施設が確認されているので、参考のためお知らせします。

記

1. 出荷施設：グレーターオマハ社（施設番号960／960A）（ネブラスカ州）
2. 経由施設：スカイラークミート社（施設番号4215）（ネブラスカ州）
アイオワパシフィック社（施設番号2327）（アイオワ州）